

令和6年度 事業報告

1. 事業概況

当法人は、北陸信越地域における貸切バス事業の適正化を推進することを目的に、平成29年6月29日に道路運送法の規定に基づき国土交通省北陸信越運輸局長より旅客自動車運送適正化事業実施機関として指定を受け、同年8月1日から事業を開始しました。中心的事業として貸切バス事業者の営業所への巡回指導を行っており、国土交通省の要請により、国が監査を実施した又は実施する予定の営業所を除く全ての営業所を対象にして、原則として毎年度1回の巡回指導を実施しています。

令和6年度は国土交通省通達「令和6年度の巡回指導等の運用方針」を受け、令和5年度に引き続き「優良営業所」※¹を対象から除外する一方、巡回指導の結果「特定の営業所」※²となった場合は改善報告を受理した後に再度の巡回指導を実施しました。

巡回指導の実施方法については、個々の営業所を訪問して指導を行う方式（訪問方式）を基本とし、複数の営業所を有する貸切バス事業者の一部について本社営業所等において一括して指導する方式（集合方式）も併せて行いました。

なお、非対面方式（関係書類を郵送等により入手し、電話等により指導を行う方式）での巡回指導については、その負担と効果を勘案し、昨年度に引き続き実施を見送りました。

※1 「優良営業所」とは、安全性評価☆3つの認定を受けている事業者の令和4年度及び令和5年度の巡回指導のいずれでも「否」の判定が1つもなかった営業所及び令和5年度の優良営業所（83営業所）

※2 「特定の営業所」とは、巡回指導で「否」の判定が1割以上又は「運賃の適正な収受」の項目の判定が「否」だった営業所

貸切バス事業者数等の増減については次表のとおりとなっています。

		事業者数	営業所数	車両台数
令和6年2月1日現在		226	298	2,633
増減	新規	2	3	△10
	休止・廃止	5	11	
令和7年2月1日現在		223	290	2,623

2. 巡回指導の実施状況について

(1) 巡回指導の実施状況

令和6年4月から令和7年3月末までの間に、訪問方式で168営業所、集合方式で8回・21営業所の合計189営業所へ巡回指導を実施しました。

このうち、特定の営業所に対する再度の巡回指導は、訪問方式による20回です。(令和5年度から繰り越した6営業所を含む。)

実施方式別・月別・県別実施状況等は別表1のとおりです。

なお、能登半島地震の影響を考慮し、能登地域の4営業所の巡回指導を見送ったほか、巡回指導当日に体調不良の申出があった1営業所を令和7年度に延期しました。

(2) 巡回指導の実施結果

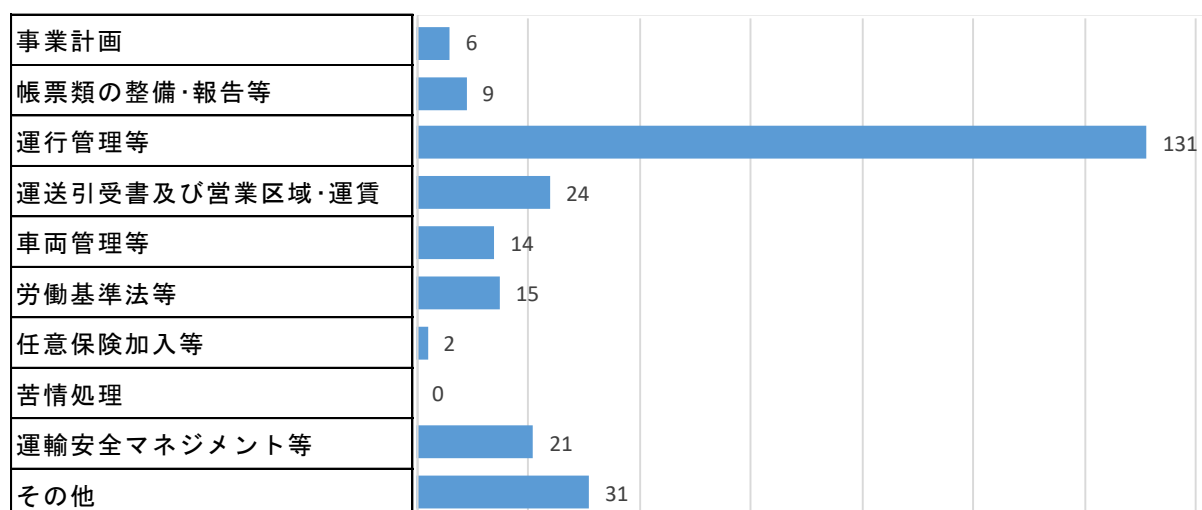
巡回指導の結果、100営業所(52.9%)において法令違反が確認され、改善要請を行い改善結果報告書の提出を求めました。改善要請の内容は下記及び別表2のとおりです。

なお、改善結果報告書を期限までに提出しなかった3営業所について運輸局に報告しました。

この他、運行管理者を全く選任していないなどの悪質な法令違反を確認した場合には、直ちに運輸局に報告することになっていますが、そのような事案はありませんでした。

改善要請の多い項目については今後も粘り強く指導を続けて行く必要があり、主な内容を整理して当センターのホームページに掲載しました。

【指導項目区分別改善要請件数】(計253件)



【主な改善要請の内容】

◆運行管理等

- ・ 点呼記録の不備、点呼状況の録音・録画の不備
- ・ 初任運転者に対する特別な指導の不適切、教育記録の不備
- ・ 過労運転防止にかかる基準違反（連続運転時間・交替運転者の配置基準）
- ・ 運転者に対する一般的な指導監督の一部未実施、教育記録の不備
- ・ 運行記録計による記録の不備

◆運送引受書及び営業区域・運賃

- ・ 運賃又は深夜早朝運行料金の收受違反

◆運輸安全マネジメント等

- ・ 安全情報の国へ報告が未完了
- ・ 安全情報の公表の未実施、内容の不備

◆労働基準法等

- ・ 所定の健康診断の未実施

◆車両管理等

- ・ 定期点検整備の未実施

◆その他

- ・ 車体への「貸切」表示の不備、車内への事業者名等の表示不備

3. 利用者からの苦情処理等について

貸切バスに係る利用者からの苦情はありませんでした。

4. 負担金の徴収業務等について

負担金徴収につきましては、事業環境の厳しさを考慮し、令和5年度に引き続き、分割納付や納付期限の延長を認める等の負担軽減措置を講じました。

負担金納入状況につきましては、年度末までに全事業者から納付がありました。

また、年度途中に事業を休・廃止した5者について合計314,020円の負担金精算（請求時に精算又は納入後に還付）を行い負担金調整費として計上しました。

負担金の請求等の経過は次のとおりです。

- ① 令和6年 4月24日 負担金請求書発送（226者）
- ② 令和6年 10月 1日 後期分請求書発送（10者）
- ③ 令和7年 1月 8日 未納事業者（2者）に対して1回目の督促通知
- ④ 令和7年 1月23日 未納事業者（2者）に対して2回目の督促通知
- ⑤ 令和7年 2月 3日 新規許可事業者（2者）に対して請求書発送
- ⑥ 令和7年 2月10日 2回目の督促後も未納の事業者1者を運輸局に報告
- ⑦ 令和7年 3月26日 運輸局に報告した未納事業者から納付あり

5. 組織、巡回指導体制について

(1) 理事会

代表理事（会長）	佐々木桐子	理事（副会長）	宮岸武司
理事（副会長）	中島一夫	理事（副会長）	小林和男
専務理事	神田 斉	監事	堀川泰豊

(2) 適正化事業諮問委員会

委員長 永井雅人	委員 松井康浩
委員 渡邊洋平	委員 渡辺あや子

(3) 巡回指導体制

- ・ 首席指導員 1 名、指導員 2 名（内 1 名は専務理事が兼務）
- ・ 事務担当 1 名
- ・ 外部指導員 10 名（個人契約による者 6 名、富山県以外の各県バス協会との契約による者 4 名）

6. 会議等の状況

6. 3. 27 令和 6 年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画、収支予算及び資金計画について北陸信越運輸局長の認可
6. 3. 27 令和 6 年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る負担金の額及び徴収方法について北陸信越運輸局長の認可
6. 5. 20 北陸信越運輸局自動車交通部旅客課・安全監理室との連絡会議
6. 6. 21 令和 6 年度第 1 回理事会（新潟県トラック会館）
- 第 1 号議案 令和 5 年度事業報告について
- 第 2 号議案 令和 5 年度収支決算報告について
- 第 3 号議案 就業規則等の一部改正について
- 第 4 号議案 理事会運営規則の一部改正について
6. 6. 21 第 8 回定時社員総会（新潟県トラック会館）
- 第 1 号議案 令和 5 年度事業報告について
- 第 2 号議案 令和 5 年度収支決算報告について
- 第 3 号議案 令和 6 年度事業計画について
- 第 4 号議案 令和 6 年度収支予算書及び資金計画について
- 第 5 号議案 定款の変更について
6. 7. 10 令和 6 年度巡回指導員研修会（石川運輸支局）
6. 8. 5 北陸信越運輸局自動車交通部旅客課・安全監理室との連絡会議（以降毎月 1 回開催）
6. 11. 25 令和 6 年度全国貸切バス適正化機関意見交換会（オンライン会議）
6. 12. 2 令和 6 年度全国貸切バス適正化機関連絡会議（オンライン会議）

7. 2. 25 令和 6 年度第 2 回理事会（新潟県トラック会館）
- 第 1 号議案 令和 6 年度事業報告（中間報告）について
 - 第 2 号議案 令和 6 年度収支見込報告について
 - 第 3 号議案 令和 7 年度事業計画について
 - 第 4 号議案 令和 7 年度収支予算及び資金計画について
 - 第 5 号議案 令和 7 年度貸切バス事業者負担金額及び徴収方法について
 - 第 6 号議案 事業規程等の一部改正について
7. 3. 6 令和 6 年度第 1 回適正化事業諮問委員会（新潟県トラック会館）
- 第 1 号議案 令和 6 年度事業報告（中間報告）について
 - 第 2 号議案 令和 6 年度収支見込報告について
 - 第 3 号議案 令和 7 年度事業計画について
 - 第 4 号議案 令和 7 年度収支予算及び資金計画について
 - 第 5 号議案 令和 7 年度貸切バス事業者負担金額及び徴収方法について
 - 第 6 号議案 事業規程の一部改正について
7. 3. 13 事業規程の一部改正について北陸信越運輸局長の認可

実施方法別、月別・県別の巡回指導実施状況

別表 1

①【訪問方式で実施した営業所数】（「外部」は、外部指導員2名で実施した件数で、内数。）【別表1】

／月次	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	外部
新潟			2	7	2	4	6	5	7	2	4	3	57	16
長野	15	11	8	7	11	10	4	3	4			8	81	0
富山		4		4	2				4	4			16	2
石川				6	3	4	4		4				14	7
合計	15	0	15	0	10	24	7	19	8	5	19	11	168	25

②【集合方式で実施した営業所数】（（回数）は、集合方式で実施した回数）

／月次	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	（回数）
新潟								1	1		6	1	7	2
長野					6	3	1	1				3	12	5
富山													0	0
石川				2	1								2	1
合計	0	0	0	0	2	6	2	2	1	0	6	1	21	8

③【再巡回営業所数（①及び②の内数）】

／月次	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
新潟				2				1				3	6
長野		2	1	1	2	1	1	1	3			1	13
富山													0
石川									1				1
合計	0	2	1	3	2	1	1	2	4	0	0	4	20

別表 2

【別表 2】

令和 6 年度 巡回指導指摘事項集計表

区分	項目	指摘 件数	区分 計	指摘件数
1 事業計画	①主たる事務所及び営業所の名称及び位置に変更はないか。	0		0
	②営業所に配置する事業用自動車の数に変更はないか。	5		5
	③自動車庫庫の位置及び収容能力に変更はないか。	1	6	1
	④乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の位置及び収容能力は適正か。	0		0
	⑤乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の保守及び管理は適正か。	0		0
	⑥名義貸し及び事業の負渡し等はないか。	0		0
2 帳票類の整備・報告等	①事故記録が適正に記録され、保存されているか。	0		0
	②自動車事故報告書が適正に届出されているか。	0		0
	③乗務員台帳が適正に作成され、保存されているか。	4	9	4
	④車両台帳及び車検証（写し）が適正に保管されているか。	0		0
	⑤事業報告書、輸送実績報告書を提出しているか。	5		5
3 運行管理等	①運行管理規程が定められているか。	0		0
	②運行管理者が選任され、届出されているか。	0		0
	③運行管理補助者が選任され、届出されているか。	1		1
	④運行管理者に所定の講習を受けているか。	2		2
	⑤事業計画に従い、必要数の運転者を確保しているか。	1		1
	⑥過労防止を配慮した勤務時間・乗務時間を定め、これを元に運行計画が作成され、休憩時間、休憩期間が適正に管理されているか。	17		17
	⑦点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	42	131	6
	⑧点呼の際にアルコール検知器を使用しているか。	6		2
	⑨乗務の記録（運転日報）の記録及び保存等は適切か。	2		9
	⑩運行記録計による記録及びその保存並びに活用は適正か。	9		0
	⑪運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	0		1
	⑫特定の運転者に対して、適性診断を受けているか。	7		33
	⑬運転者に対して特別な指導を行っているか。	33		11
	⑭運転者に対する指導監督の実施、記録、保存は適正か。	11		0
	⑮乗務員の勤務規定が制定されているか。	0		3
4 運送引受書及び営業区域・運賃	①運送引受書の作成・交付・保存は適正か。	3		0
	②営業区域を遵守した運送を行っているか。	0	24	21
	③届出済みの運賃が適正に取受されているか。	21		0
5 車両管理	①整備管理規程が定められているか。	0		0
	②整備管理者が選任され、届出されているか。	2		2
	③整備管理者に所定の研修を受けているか。	3	14	3
	④日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	1		1
	⑤定期点検基準を作成し、これに基づき適正に点検及び整備を行い、点検整備記録簿が保存されているか。	8		8
6 労働基準法等	①就業規則が制定され、届出されているか。	0		0
	② 3 6 協定が締結され、届出されているか。	2	15	2
	③所定の健康診断を実施し、その記録及び保存は適正か。	13		13
7 任意保険加入等	①賠償責任保険等に参加しているか。	2	2	2
	①旅客に対する取扱い、その他運輸に關しての苦情を申し立てた者に対して、遅滞なく弁明しているか。	0	0	0
8 苦情処理	①安全管理規程を作成し、届出がされているか。	0		0
	②安全統括管理者を選任し、届出がされているか。	0		0
	③輸送の安全に關わる情報を公表しているか、また、公表すべき輸送の安全に關する事項等を国へ報告しているか。	21		21
9 運輸安全マネジメント等	①営業所に運送約款及び運賃が掲示されているか。	6		6
	②事業者名等が車体に表示されているか。	7	31	7
	③車内に事業者名等が掲示されているか、また、応急用具等の備付等は適正か。	18		18
10 その他				
計			253	